

家事調停資料の研究(一)

佐藤良雄

一 序説

二 婚姻関係事件——その一

一 序説

(一) 本稿は、水戸家庭裁判所下妻支部⁽¹⁾における、昭和三七年度の家事調停事件の資料を中心に、家事調停の実態を、検討・紹介することを課題とする。なおそのさい、かつて私が、家事資料研究会(代表者、我妻栄教授)の一員として、調査・報告した、右下妻支部における、昭和二三、二四年度の実態⁽²⁾と比較しながら、検討を進めてゆくことにしたい。右下妻支部における、初期の家事調停と、最近のその異同を、多少でも明らかに出来れば幸いである。

家事調停資料の研究 (一)

この調査については、唄孝一教授（東京都立大）の有形、無形の御指導と御援助を賜わったほか、関弥一郎助教授（横浜国立大）の御協力を賜わり、さらに、当下妻支部の裁判官および職員の方々からも手厚くお世話いただいた。以上の方々に深く感謝の意を表する次第である。

(1) 当下妻支部は、茨城県下妻市に設置されている。昭和二三年に、家事審判所として発足し、同二四年に関係法規の改正により、家庭裁判所（甲号）支部となり今日に至っている。水戸家庭裁判所には、本庁と下妻支部のほか、甲号支部として土浦支部があり、乙号支部としては、常陸大田支部、竜ヶ崎支部、麻生支部、日立支部がある。

(2) 家事資料研究会報告書第一輯「転換期における家事資料の研究」所収の、「水戸家庭裁判所下妻支部における調停事件、その二、第一部婚姻関係事件、第二部婚姻外男女事件」もつとも、今回本稿の執筆にあたり、右三三、二四年度の事件も再整理をおこない、かつ補充調査も試みているので、前回の右報告の集計結果とは若干相異が出ていることをおことわりしておく。

(三) 水戸家庭裁判所下妻支部が、昭和三七年度に受付けた家事調停事件は、総数八八件である。⁽¹⁾同支部は、昭和二三年に家事審判所として発足当時は、年間二五三件にのぼる家事調停事件を受付けたのであるが、途中若干の変化はあったものの、年々減少の途をたどり、本三七年度は一〇〇件を下廻る数字を示すに至った。もつとも翌三八年には、また一〇三件を受付けている。⁽²⁾

(1) 昭和三七年・司法統計年報・3家事編（最高裁判所事務総局）によれば、水戸家庭裁判所下妻支部における昭和三七年度の、新受・既済・未済の各件数の内容は、別表第一の通りである。同年度の新受件数は八八件であるが、前年度から係属中の事件があるので、既済八七件と未済一九件を併せて、同年度に係属した事件の総数は一〇六件に

別表第一

種 別	新受	既済	未済
合 計	88	87	19
夫婦同居, 協力扶助 (乙1)	2	2	
財産管理者の変更, 共有財産の分割 (乙2)			
婚姻費用分担 (乙3)	1	2	
子の監護者の指定など (乙4)			
財産分与 (乙5)			
権利承継者の指定 (乙6)			
離縁後の親権者の指定 (乙6の2)			
親権者の指定, 変更 (乙7)			
扶養 (乙8)	1		1
推定相続人の廃除, 取消 (乙9)			
遺産分割 (乙10)	7	8	1
生活保護法第77条第2項の事件			
破産法第68条の事件			
民法の附則に掲げる事項			
離婚 (夫婦関係調整)	42	36	12
婚姻外の男女関係	10	10	1
男女関係解消にもとづく慰籍料	2	1	1
親族間の紛争	2		2
法第23条事項	6	8	
離縁	1	1	
その他	14	19	1

う。し、さらに各類型について、申立趣旨の内容を、出来るだけその組合せの実際にもわたって明らかにしたいと思う。

なっている。ここにみられるように、司法統計年報の事件分類には、申立の趣旨別の分類(乙1から乙10までの乙類審判事項や、離婚、離縁など)と、身分的關係による分類(婚姻外の男女關係や親族間の紛争)とが混在している。また、身分關係を基準とする部分についても、当事者の構成は十分に示されていない。したがって、これらの調停事件が、いかなる身分關係にある当事者間で生じたのかという点が明らかにされていないのである。さらに、申立の趣旨も、各項目が並列されているだけであって、その組合せの数は示されていない。実際には、申立の趣旨は、いくつかが(離婚と財産分与と親権者の指定のごとく)組合せられているのが通例であり、そのあたりの実態が明らかにされていないのである。そこで、本稿では、以下に述べるように、まず全事件を身分關係によって分類

家事調停資料の研究 (一)

(2) 下妻支部における昭和三八年までの、年度別調停新受件数は、別表第二の通りである。なお本表は、司法統計年報の各該当年度分から作成した。なお二四年度には、一件で三個の事件番号をもつものがあるので、以下の統計における実数は二三九件になっている。

別表第二

年度	件数
23	253
24	241
25	232
26	197
27	223
28	212
29	177
30	180
31	166
32	179
33	144
34	143
35	124
36	112
37	88
38	103

(三) 本稿は、家事調停事件を、次の四種に分類して、その実態を報告したい。すなわち、婚姻関係事件、婚姻外男女事件、親子関係事件、その他の事件である。いづれも、事件の当事者の身分関係を基準とした種別である。ところで、事件の当事者の身分関係を基準に細別すると、右の各事件は、さらに次のように区別できる。第一に、婚姻関係事件には次のようなものがある。(A) 婚姻中の夫と妻のみ、(B) 夫と妻のほかは何れかの父母など、(C) 夫と妻の何れかと他方の父母など、(D) 離婚後の夫と妻の関係、(E) 配偶者の一方死亡後の関係である。第二に、婚姻外男女事件には次のようなものがある。(F) 婚姻外の男と女のみ、(G) 男と女のほかは何れかの父母など、(H) 男と女の何れかと他方の父母など、(I) 男女の一方の死亡後の関係、である。第三に、親子関係事件には次のようなものがある。(J) 実親子、(K) 祖父母と孫の関係を含むもの、(L) 養親子、(M) 継親子、である。第四に、その他の事件としては、次のようなものがある。(N) 兄弟姉妹、(O) 姻族関係を含むもの、(P) その他、(Q) 不明である。⁽¹⁾

次に、右の分類にしたがって、昭和二三、二四、および三七年の件数の分布をみておこう(第一表参照)。全体

第1表

種類		年度		
		23	24	37
A	婚姻中の夫と妻のみ	58	66	46
B	夫と妻の他に何れかの父母など	7	8	1
C	夫と妻の何れかと他方の父母など	1	2	0
D	離婚後の夫と妻の関係	13	7	1
E	配偶者の一方死亡後の関係	13	16	0
F	婚姻外の男と女のみ	57	54	12
G	男と女の他に何れかの父母など	18	15	1
H	男と女の何れかと他方の父母など	2	1	0
I	男女の一方の死亡後の関係	2	0	0
J	実親子	29	28	12
K	祖父母と孫の関係を含むもの	4	2	0
L	養親子	10	14	2
M	継親子	2	2	1
N	兄弟姉妹	11	6	2
O	姻族関係を含むもの	3	4	2
P	その他	5	2	1
Q	不明	18	12	7
計		253	239	88

としてみると、初期(二三、二四年)に比して、最近(三七年)は、総件数が少ないためであろうが、多様性にとぼしくなっている。各類型については、次のような点が気付かれる。三七年は、二三、二四年に比して婚姻中の夫と妻のみの事件(A)の、全体に占める割合が、きわめて増加している。すなわち、二三年度は二三%、二四年度も二三%であるのに対して、三七年度は五三%である。これに対し、婚姻外の男と女のみの事件(F)の割合は、三七年度においてはかなり減少している。すなわち、二三年度は二三%、二四年度も二三%であるのに対して、三七年度は一四%となっている。さらにいくつか指摘しておく、夫と妻、男と女のほかに父や母などが当事者となる事件(B、C、G、H)は、三七年度には、ほとんどあらわれていない。また、夫と妻の離婚後や

死亡後の関係(D、E、I)も三七年度には、ほとんどみられない。次に、親子や兄弟姉妹の関係をみると、実親子(J)、継親子(M)、姻族関係を含むもの(O)などは、三七年度も、二三、二四年度と同様の比率であるが、養親子(L)、兄弟姉妹(N)の関係は、三七年度にもあらわれてはいるが、比率は減少している。

(1) 家事調停事件を当事者の身分関係によって分類することは、単にその実態を明らかにするばかりでなく、家事調停の対象となる事件の限界に関する従来の論議に一つの資料を提供することにもなると思う。いう迄もなく、家事審判法第一七条は、「家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について調停を行う。但し、第九条第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない」と規定し、一応は、家事調停事件の対象を限定している。しかし、ここにいう「家庭に関する事件」の内容および限界は、法律上も学説上も明らかでなく、従来問題とされてきたところである。この問題につき詳説する高野耕一判事(身分法研究第一一回、ジュリス卜二九二号六八頁以下)も、家事調停の対象となるための不可欠の要件として、親族またはこれに準ずる者の間と、一定の身分関係の存在と、その間における紛争の存在の二要件を挙げるが、この「親族に準ずる者」の限度とか、「紛争」の程度については、結局具体的なケースの積み重ねによって明らかにしていくほかはないと述べられている。本稿が一裁判所支部の年間総事件について、その当事者の身分関係を明らかにすることによって、右の第一の要件を考える上で一つの資料を提供できれば幸いである。

(四) 以上の各事件の申立趣旨および終局の態様は、以下の各章で述べるわけであるが、ここで、全体の終局の態様につき若干触れておこう。第二表は、それを表示したものである。

終局の種類の主なもの、調停成立、取下、調停不成立である。各年度の全事件についてみるならば、右の終局の各種類の間の割合には、さしたる相異はない。調停成立と取下が各々四割前後を占め、調停不成立が一割前

第2表の一 (23年)

種 類	結 果	計	成 立	取 下	不 成 立	そ の 他
A		58	25	27	6	0
B		7	2	4	1	0
C		1	0	1	0	0
D		13	11	1	1	0
E		13	5	7	1	0
F		57	29	20	5	3
G		18	10	6	1	1
H		2	1	1	0	0
I		2	1	1	0	0
J		29	10	16	2	1
K		4	2	1	1	0
L		10	5	4	1	0
M		2	2	0	0	0
N		11	4	7	0	0
O		3	2	1	0	0
P		5	4	1	0	0
Q		18	1	3	12	2
計		253	114	101	31	7

後を占めている。ところで、身分関係別の類型についてみると、各類型によって、終局の種別の割合がやや異なっていることがわかる。いくつか目につく点を摘記しておこう。A (夫と妻のみ) や F (男と女のみ) の事件においては、成立と取下がほぼ同率で、不成立がかなり低い率で第三位となっている。これは全体の傾向と一致しているのであるが、特に二三、二四年における J (実親子) 事件はこれと異なる傾向を示し、取下件数が成立件数をかなり超えて第一位となっている (但し、三七年度にはもはやこの傾向はみられない)。また、B (夫と妻の他何れかの父母など) 事件と、G (男と女の他に何れかの父母など) 事件を比較すると、特に二三、二四年度においては、両者で成立と取下の順位が逆になっていることに気付く。すなわち、婚姻関係で父母などが共に事件の当事者となる場合

には、取下が成立より多くなり、婚姻外の関係で父母などが当事者となると、成立が取下より多くなっている。

第2表の二 (24年)

結果 種類	計	成 立	取 下	不 成 立	そ の 他
A	66	28	30	8	0
B	8	2	5	1	0
C	2	0	2	0	0
D	7	0	7	0	0
E	16	11	5	0	0
F	54	31	16	5	2
G	15	12	2	1	0
H	1	0	1	0	0
I	0	0	0	0	0
J	28	5	21	1	1
K	2	0	1	0	1
L	14	8	4	1	1
M	2	1	1	0	0
N	6	4	2	0	0
O	4	1	2	1	0
P	2	0	1	0	1
Q	12	3	3	5	1
計	239	106	103	23	7

第2表の三 (37年)

結果 種類	計	成 立	取 下	不 成 立	そ の 他
A	46	19	18	9	0
B	1	0	0	1	0
C	0	0	0	0	0
D	1	1	0	0	0
E	0	0	0	0	0
F	12	5	6	1	0
G	1	0	0	0	1
H	0	0	0	0	0
I	0	0	0	0	0
J	12	5	3	0	4
K	0	0	0	0	0
L	2	1	1	0	0
M	1	1	0	0	0
N	2	1	1	0	0
O	2	2	0	0	0
P	1	0	0	1	0
Q	7	3	3	1	0
計	88	38	32	13	5

(五) 調停申立から終局に至る経過の事実的内容に関しては、以下の各章において、とくに昭和三七年度の事件を

第3表 審理期間

期間 \ 年度	23	37
1月以内	88	23
3月 "	98	42
6月 "	39	5
9月 "	15	5
1年以内	4	0
1年をこえる	4	0
不明	5	13
計	253	88

第4表 調停回数

回数 \ 年度	23	37
1回	77	24
2 "	49	18
3 "	29	14
4 "	14	7
5 "	8	3
6回以上	10	1
0回	34	12
不明	32	9
計	253	88

中心に、資料に即しながら紹介するのであるが、ここで、その形式的側面すなわち、審理期間、調停回数、弁護士による代理の有無などに触れておく。さしあたり筆者の手元には、昭和二三年度と三七年度に関する集計結果があるので、これを第三表ないし第五表に表示する。審理期間についてみると、二三年度も三七年度も、三ヵ月以内に終局に達している事件が最も多いことは共通している。しかし、その割合は、二三年度は三九%であるのに対し、三七年度は四八%に達しており、したがってまた、二三年度は三七年度に比して、一ヵ月以内や六ヵ月以内の期間を要した事件もかなり多く、審理期間が多様性を示していることがわかる。次に調停回数についてみると、ここでも両年度とも一回で終了した事件が最も多い。また第二位が二回で終了した事件であることも共通している。ただ若干異なる点は、二三年度の場合第三位は、一回も調停が開かれないで終了した事件であるのに対し、三七年度は、三回のもものが第三位となっている点である。さらに弁護士代理の有無についてみると、双方に

第5表 弁護士代理の有無

年度	23	37
弁護士 双方になし	155	61
双方にあり	16	1
申立人のみあり	16	7
相手方のみあり	8	1
不明	58	18
計	253	88

弁護士のいない事件が両年度とも圧倒的に多いことが共通している。ことが調停であるために当然であるといえよう。

(六) さて最後に、本稿の資料に関して述べておこう。家事調停の現態について調査・研究する場合の方法ないし資料には、種々のものがありうるであろう。既発表の司法統計や、調停例を収集、分析することも一つの方法である。また調停の実際を、許されるならば傍聴し、記録するという方法も、きわめて有効な調査方法であることは疑いない。それと並んで、各家庭裁判所に一定期間保存されてい

る調停記録(申立書、調書、調査官報告書、調停条項などから成っている)を閲覧し検討するという方法も、その実態に接近するための一つの重要な手段であることは疑いのないところであろう。我々は、家事資料研究会による全国調査以来、一貫して、この最後の方法で調査を進めてきたし、今後もこの方法を、時代的にも地域的にもおし拡めてゆきたいと考えている。そこで、本稿が対象とする家事調停記録の形式を、ここで簡単に紹介しておくことにしよう。

三七年度の記録の場合、各事件において、まず、第一図の如き表紙があり、その裏に第二図の如き記載がある。次に第三図の如き文書の標目に関する記載があり、つづけて、第四図の如き事件経過表がある。各図とも、第一号事件の記載例を記入しておいた(但、人名はすべて仮名)。ここ迄は、ほとんどすべての事件で共通であるが、次に、各事件の、第三図に示した文書の標目にしたがった文書が列举される。

次に主要な文書につき、その形式を表示しておこう。申立書は、すべての事件に記載されている。第一号事件の申立書の形式を第五図に示す。調書は、途中の調停期日には作成されておらず、前記経過表(第四図)への記入によって代えられているようであり、終局の調停期日についてだけ作成されている。その形式は、調停の成立と不成立で異なる。成立の場合の調書を第六図に、不成立の場合を第七図に示す。ところで、終局が取下となった場合は、取下書が提出される。その形式を第八図に示す。なお、そのほか、調査官にたいする審判官の調査命令書(第九図)とこれに対する調査官の報告書(第十図)を掲げる。以上各図につき記入例もある程度併せて示したが、人名、住所等はすべて仮のものである。

家事調停記録の母案 (1)

事件種別	調停
------	----

家事事件記録	
事件番号	昭和37年(家1)第1号
事件名	夫婦関係調整

水戸家庭裁判所
下妻支部

申立人	(代理人) 山田一郎
相手方又は事件本人	(代理人) 山田花子
参加人	

家事審判官	渡辺利男
参与員又は調停委員	岡田中正男
家庭裁判所書記官	
裁判所書記官	内藤英一

期日欄													
年	月	日	午後	前	時	備考	年	月	日	午後	前	時	備考
37	1	19	後		1								

結	果	取	下
告知年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
確定年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
戸籍通知	昭和年月日		

保存終期 昭和42年1月18日

第 3 図

家事調停資料の研究 (一)

水戸家庭裁判所下妻支部										文書の標目	丁数	備考	
							報告書	取下書	報告書	申立書			
							5	4	3	1			

昭和 年 (家) 第 号 審 判 停 事 件 經 過 表					
期日(第 回)	昭和 年 月 日 午前 午後 時			經過要旨及び次回に関する手續	
場 所	水戸家庭裁判所下妻支部				
列 席 者 氏 名	家事審判官	参与員又は調停委員	裁判所書記官		
出 願 者 及 び 次 回 期 日 諸 印	甲立人(代理人)	相手方(代理人)	利害關係人		
				次回期日	昭和 年 月 日 午前 午後 時
期日(第 回)	昭和 年 月 日 午前 午後 時			經過要旨及び次回に関する手續	
場 所					
列 席 者 氏 名	家事審判官	参与員又は調停委員	裁判所書記官		
出 願 者 及 び 次 回 期 日 諸 印	申立人(代理人)	相手方(代理人)	利害關係人		
				次回期日	昭和 年 月 日 午前 午後 時

図 4 繼

第 5 図

家事調停資料の研究
(一)

家 事 調 停 申 立 書			
受 付 日 付 印	印 紙 貼 用 欄		
水戸家庭裁判所 御中 昭和37年1月8日 申立人 山 田 花 子			
添 付 書 類		予納郵券	70円
申 立 人	本 籍 某郡某町大字某 100 番地		
	住 所 同所同番地		
	申立人 山 田 花 子 金 物 商 昭和 8 年 7 月 19 日		
相 手 方	本 籍 某郡某町大字某 100 番地		
	住 所 同所同番地		
	相手方 山 田 二 郎 金 物 商 昭和 6 年 9 月 17 日		
申 立 の 趣 旨			
1. 申立人と相手方の夫婦関係とその生活についての調整についての御調停を求む			
申 立 の 実 情			
1. 申立人と相手方は、昭和32年3月25日婚姻し、			
2.			

第 6 図

家事調停資料の研究
(一)

執行力ある 正本の付与	調 書		
被付与者	事件の表示 昭和37年(家イ)第5号 離婚等 事件		
付与年月日	当 事 者	本 籍 某市大字某 100 番地	
昭和 年		住 所 某県某市某町 100 番地	
月 日		申立人 阿 部 元 子	
午 時		本 籍 申立人本籍に同じ	
付与数		住 所 某市大字某10番地	
通		相手方 阿 部 正 男	
裁判所官 書記			
印			

期 日	昭和37年3月26日午後1時	場 所	水戸家庭裁判所下妻支部
出 頭 者	申立人 阿 部 元 子		
	相手方 阿 部 正 男		
	参加人(利害関係人)		

次の通り調停が成立した。
昭和37年3月26日
水戸家庭裁判所下妻支部

裁判所書記官	内 藤 英 一	調停委員	田 中 正 一
家事審判官	渡 辺 利 男		岡 田 文 男

調 停 条 項

1. 申立人と相手方は本日調停離婚する。当事者間の長男…
.....
2.

第 7 図

家事調停資料の研究
(一)

調 書 (不成立)			
事件の表示	昭和37年(家イ) 第2号 離婚等 調停事件		
当 事 者	本 籍	某市某 100 番地	
	住 所	某市某 100 番地	
		申立人	山 口 芳 子
	本 籍	某市某 100 番地	
	住 所	某市某 100 番地	
		相手方	山 口 久 雄
期 日	昭和37年2月2日午前10時	場 所	古河簡易裁判所
出 頭 人	申立人 山口芳子同代理人 沢田勇 相手方 山口久雄	不出頭者	
<p>本件は下記の通り不成立に帰した。 昭和37年2月2日 水戸家庭裁判所下妻支部</p>			
調 停 委 員	山 本 英 雄 吉 田 和 子		
家事審判官	桜 井 次 男	裁 判 所 官 書 記	藤 本 淳
事 項			
<p>家事審判官は 調停委員会は当事者間に合意が成立する見込がない(成立した合意が相当でない)と認め、且つ家庭裁判所が別に審判をしないから、 調停が成立しないものとして事件を終了させる旨を宣した。</p>			

第 8 図

家事調停資料の研究
(一)

取 下 書	
昭和37年1月19日	
水戸家庭裁判所下妻支部 御中	
申立人 <u>山 田 花 子</u> 印	
当事者間において解決したので取下げます。	
事件の標示	昭和37年(家イ) 第1号 夫婦関係調整 事件
申 立 人	山 田 花 子
相手方又は 事件本人	山 田 三 郎

第 9 図

家 事 事 件 調 査 命 令		水戸家庭裁判所下妻支部
		家事審判官 渡 辺 利 男
事件の標目	昭和37年(家イ) 第4号 離婚等 事件	
申 立 人	本 籍	某郡某町大字某 100 番地
	住 所	東京都某区 1 丁目 1 番地 (氏名) 大島道子
相手方又は 事件本人	本 籍	申立人に同じ
	住 所	同上 (氏名) 大島四郎
利害関係人	住 所	(氏名)
命 令 内 容 (調査事項)	1. 相手方に対し出頭方勧告及び現在の健康状態 2. その他参考事項	
命 令 年 月 日	昭和37年 3 月 19 日	

第 10 図 の 1

昭和37年（家イ）第4号（昭和37年3月23日受命） （離婚等調停）事件調査報告書 昭和37年3月30日 家事審判官 渡辺利男 殿 水戸家庭裁判所下妻支部 家庭裁判所調査官 今井昭男			
当事者の表示	申立人	大島道子	相手方 事件本人 大島四郎
調査事項	1. 相手方に対し…………… 2. その他……………		
調査経過	調査期日	調査対象	調査場所・方法
	……………	……………	……………

家事調停資料の研究 (一)

第 10 図 の 2

関係者一覧（関係者の氏名・年令・職業・学歴・住所など）

第 10 図 の 4

結婚生活の 前史の事	
結婚生活と 紛争の現 状	

第 10 図 の 3

当事者 後の 生活 主張	申立人	相手方
備考		

第 10 図 の 5

家庭環境	家庭の状況	
	住所・近隣	
経済状態	資産収入	
	家計	

第 10 図 の 6

心身 状況	
調査 官の 見解	

第6表 A事件

申立人	相手方	23年	24年	37年
妻	夫	48	55	30
夫	妻	10	11	16
計		58	66	46

第7表 B事件

申立人	相手方	23年	24年	37年
妻	夫, 夫の父	5	0	1
妻	夫, 夫の母	1	1	0
夫	妻, 妻の父	1	1	0
夫	妻, 妻の父母	0	1	0
妻, 妻の父	夫	0	1	0
妻, 子	夫	0	1	0
妻	夫, 夫の先妻の子	0	1	0
妻	夫, 夫の女	0	2	0
計		7	8	1

(一) 本稿で婚姻関係事件と称するもの内には、A事件ないしE事件の五種類があることは、さきに述べた。すなわち、(A) 婚姻中の夫と妻のみが当事者となっている事件、(B) 夫と妻のほかに何れかの父母が当事者となっている事件、(C) 夫と妻の何れかと他方の父母などが当事者となっている事件、(D) 離婚後の夫と妻のあいだの事件、(E) 配偶者の一方死亡後の事件である。ところで右のAないしE事件の実さいの内容は、さらに多様である。AないしEの実さいの当事者の構成を、第六表ないし第一〇表に表示しておく。併せて二三、二四、三七の各年度の該当件数を掲げておく。

二 婚姻関係事件 — その一 —

第8表 C事件

申立人	相手方	23年	24年	37年
妻の母	夫	1	0	0
妻の父	夫	0	1	0
夫	妻の父母	0	1	0
計		1	2	0

第9表 D事件

申立人	相手方	23年	24年	37年
元妻	元夫	13	6	1
元妻, 子達	元夫	0	1	0
計		13	7	1

第10表 E事件

申立人	相手方	23年	24年	37年
元妻	亡夫の父	7	8	0
元妻	亡夫の父母	1	0	0
元妻	亡夫の兄	1	1	0
元妻	亡夫の弟	2	0	0
元妻	亡夫の継親	0	1	0
亡夫の弟	元妻	0	1	0
元妻	亡夫の兄弟	0	1	0
元妻	亡夫の母と弟	0	1	0
元妻	亡夫の妾	0	1	0
亡夫の父	元妻	0	1	0
亡夫の母	元妻	1	0	0
亡夫の父母	元妻	1	0	0
亡夫の兄弟姉妹	元妻	0	1	0
計		13	16	0

(二) 婚姻中の夫と妻のみが当事者となっている事件(A)には、申立人が夫の事件と、妻の事件があることは、いう迄もない。各年度とも申立人妻、相手方夫の事件が、申立人夫の事件よりはるかに多い。もっとも、その割合についてみると、二三、二四年当時より、三七年のほうが、両者の差が少なくなってきた。さて、三七年の事件を中心にひと通り各事件をみてゆきたいと思うが、その前に、各年度を通じて、申立の内容と、調停の結果のあらましを整理しておこう。

(1) 申立 第一に申立人妻、相手方夫の事件について、第二に申立人夫、相手方妻の事件について、申立の内容

を紹介する。(4) 申立人妻、相手方夫の事件。申立の内容は、三種に大別できる。すなわち、婚姻の継続、継続と離婚のいずれかの選択、離婚の三種である。継続的申立の中には、同居、協力、扶助の履行を求めるものと、反対に別居を求める(しかし離婚はしない)もの、そのほか、とくにいづれとも明示せず、一般的に調整を求めるものとの三種類がある。⁽¹⁾ 継続か離婚かの選択を求めているものの多くは、第一に円満な同居、協力を求めるが、それが不可能なら相当の財産分与または慰籍料を支払うえ離婚を求めるといふ趣旨のものである。⁽²⁾ 離婚を申立てる場合には、離婚のみを求めることも少なくないが、多くは、同時に子の処置、慰籍料、財産分与、子の養育費などの一つあるいは数項目を合せて求めている。第一一表は、各年度における申立の内容の分布を示したものである。なお、離婚と子の処置や慰籍料などが併せて申立てられている場合が多いので、これらの子の処置、慰籍料等については、その延数を、さらに第一二表に表示しておいた。以下これにつき若干のコメントを加えておこう。

継続を求める事例では、二三、二四年には、同居や別居を明示的に申立てるものがみられるが、三七年には、この種のものはみられなくなり、すべて一般的に調整を求める趣旨のものとなっている。継続と離婚を選択的に申立てる事件は、二三、二四年にはかなりみられたのであるが、三七年にはみあたらない。離婚のみを求める事件が若干数あること、離婚に併せて求められるものが、子の処置(その内容は、親権者の決定とか子の取引者の決定である)と、慰籍料、財産分与などの名目による金品であることは、二三、二四年も、三七年も共通している。ただ、金品の名目としては、三七年度になっても、なお慰籍料が財産分与より有力であること(第一二表)は、多少興味がある。

第11表 申立（申立人妻，相手方夫）

種類	年度			
	23年	24年	37年	
継	同居，協力，扶助	3	5	0
	一般的調整	1	2	5
統	別居	1	0	0
	継続または離婚	5	3	0
離	のみ	8	8	3
	と子の処置	5	5	6
	と慰籍料	4	3	0
	と財産分与	2	1	1
	と養育費	0	1	0
	とその他	3	4	0
	と以上の組合せ	14	20	13
小計	36	42	23	
不明	2	3	2	
計	48	55	30	

第12表 申立（申立人妻，相手方夫）

種類	年度		
	23年	24年	37年
離婚	36	42	23
子の処置	16	20	16
慰籍料	10	19	11
財産分与	5	4	6
養育費	2	5	1
その他	9	13	5

(ロ) 申立人夫、相手方妻。この場合も、申立趣旨の類型は、申立人妻の場合と同様である。各年度の分布は、第一三および第一四表のごとくである。この場合は、離婚に併せて金品が求められることは、ごくまれであり、併せて求められる事項としては、子の処置が多いことがわかる。

家事調停資料の研究 (一)

- (1) これはたとえば、「申立人と相手方の夫婦間の紛争について、円満に解決するよう調整する事について御調停を求めます」(三十七年七六事件の申立の趣旨) というような表現の場合である。
- (2) これは、次のような表現の場合である。「妻Xとしては婚姻関係を継続したし。離婚の理由もない。が、若し離婚しようというならば、相当の慰籍料を請求する」(二十四年八五事件)。

(2) 結果 結果についても、申立人妻、相手方夫の場合と、申立人夫、相手方妻の場合に区別して紹介しておこう。

(イ) 申立人妻、相手方夫。結果は、調停成立、取下、調停不成立のほか、調停をしない旨の決定や移送・送付などいくつかの場合がありうるが、各年度を通じて、前三者のみに数字があらわれている。各年度とも、その順位は、取下、調停成立、調停不成立となっており、調停成立のうちでは、継続的結果となったものはごく少数で、ほとんどは、離婚となっている。離婚が成立した場合は、それに附随して、子の処置や慰籍料、財産分与等の定めがなされており、しかもそれらが単独ではなく、何種目か組合されて調停に盛り込まれていることが分る（以上第一五表参照）。そのさい離婚に併せて定められた項目の延数は、第一六表に表示しておいた。子の処置に

第13表 申立（申立人夫、相手方妻）

種類		年度		
		23年	24年	37年
継 続	同居、協力、扶助	1	2	2
	一般的調整	0	0	1
	別居	0	0	0
継続または離婚		0	0	0
離 婚	のみ	6	5	0
	と子の処置	0	2	11
	と慰籍料	0	0	0
	と財産分与	0	0	0
	と養育費	0	0	0
	とその他	1	1	0
	と以上の組合せ	0	1	2
小計	7	9	13	
不明		2	0	0
計		10	11	16

第14表 申立（申立人夫、相手方妻）

種類		年度		
		23年	24年	37年
離婚		7	9	13
子の処置		0	3	12
慰籍料		0	0	2
財産分与		0	1	0
養育費		0	0	0
その他		1	1	2

第15表 結果(申立人妻, 相手方夫)

種類	年度				
	23年	24年	37年		
調 停 成 立	繼 統	同居, 協力, 扶助	1	1	0
		一般的調整	0	0	0
		別居	2	1	1
	離 婚	のみ	1	0	0
		と子の処置	1	2	3
		の慰藉料	1	0	0
		と財産分与	0	0	0
		と養育費	0	0	0
		とその他	3	0	0
		と以上の組合せ	11	19	5
	小計	17	21	8	
	不明	0	0	2	
	その他	1	0	0	
	計	21	23	11	
	調停をしない	0	0	0	
取下	24	27	13		
移送回付	0	0	0		
調停不成立	3	5	6		
24条審判	0	0	0		
その他	0	0	0		
不明	0	0	0		
合計	48	55	30		

関するものが多く、金品の授与のさいの名目は、二三、二四年当時は慰藉料が多かったが、三七年には、件数そのものが少ないとはいえず、財産分与が慰藉料と同数になっている。

(四) 申立人夫、相手方妻。結果の類型は、申立人妻の場合と同様である。この場合、申立人妻の事件と異なる点は、各年度を通じて、調停成立がもっとも多く、取下と不成立がほぼ同数でこれにつづいていることである。調停成立のうちで、継続となったものがほとんどなく、大部分離婚が成立している点は、申立人妻の場合と異なる。結果の延数(第一八表)において、子の処置に関する事項がもっとも多い点も、申立人妻の場合と同様である。

第16表 結果（申立人妻，相手方夫）

種類	年度		
	23年	24年	37年
離婚	17	21	8
子の処置	10	18	7
慰藉料	6	9	2
財産分与	2	4	2
養育費	1	0	1
その他	12	13	6

第18表 結果（申立人夫，相手方妻）

種類	年度		
	23年	24年	37年
離婚	4	4	7
その処置	1	4	7
慰藉料	1	2	2
財産分与	0	2	2
養育費	0	1	2
その他	2	2	3

第17表 結果（申立人夫，相手方妻）

種類		年度				
		23年	24年	37年		
調 停 成 立	継 続	同居，協力，扶助	0	1	0	
		一般的調整	0	0	0	
		別居	0	0	0	
	離 婚	み の	みの	1	0	0
			と子の処置	0	0	2
			と慰藉料	1	0	0
			と財産分与	0	0	0
			と養育費	0	0	0
			とその他	1	0	0
			と以上の組合せ	1	4	5
小計			4	4	7	
調 停 不 成 立	不 明	不明	0	0	1	
		その他	0	0	0	
		計	4	5	8	
調停をしない		0	0	0		
取下		3	3	5		
移送回付		0	0	0		
調停不成立		3	3	3		
24条審判		0	0	0		
その他		0	0	0		
不明		0	0	0		
合計		10	11	16		

(3) 次に昭和三七年度のA事件を個別的に紹介する。ただし、A事件はその数が多く、限られた紙幅ですべてを採りあげることとはできないので、ここではごく一部のみを例示として掲げ、その余の部分は、いずれ本稿の資料編において紹介するつもりである。以下、第一に、申立人妻、相手方夫の事件のうちから、若干を採りあげよう。次に申立人夫、相手方妻の事件のなから若干を紹介する。(三七七八〇は、三七年家(イ)第八〇号事件を示す。以下同様。)

(イ) 申立人妻、相手方夫の事件。三七年度には、この種の事件は三〇件ある。申立趣旨として婚姻の継続(一般的調整)を求めるものが五件ある。このうち調停が成立したものが一件(三七七八〇)、取下に終わったものが四件(三七一一、三七一四二、三七一七六、三七一八三)である。次にこのうち、成立した第八〇号事件と、取下となったものの例として第一号事件をとりあげよう。

〔三七七八〇〕本件は、妻X(昭和八年八月一日生)が、夫Y(昭和七年二月五日生)を相手方として、三七年一二月六日に申立てたものである。三回の調停がおこなわれ、三回目の三八年一月一〇日に調停が成立した。妻Xの申立趣旨は次の通りである。「申立人と相手方間に於ける家庭内の紛議の調整につき御調停を求めます」。妻Xによると事件の実情は次のようなものであった。「一、申立人は相手方と昭和三六年三月二十九日に婚姻し……以下四十数字不明……たのであります。申立人が相手方と夫婦になった際相手方は兄A方の手伝を一ケ年間する約束であったので申立人は相手方と共に約束通り手伝って来たのであるがA夫婦義母B等は自分勝手の我儘な性質で申立人等を牛馬のごとく酷使しその上親族の者と共謀して申立人等夫婦の家庭生活にまで口を出し夫婦を離間する様な言動をしたり義母B義姉C等は申立人に対(し)暴力を加えたりするのである。二、上記の様なこと

が原因で是迄度々申立人と相手方間に紛議が起きたのであるが最近に至り相手方が紛議(の)未乱暴するので実家に参り厄介になつて居るのである。三、以上のごとき事情なるを以つて紛議を調整し円満に家庭生活を為しようよう調停を求める次第であります。第一回調停(三七年二月一七日)について、本件経過表は、「双方に調停を試みたが、未だ成立に至らない」と記している。第二回調停(二月二四日)については、「双方に調停を試みたところ、離婚する方向に話が進んだが、慰藉料の点で成立に至らない」と記している。第三回の調停(三八年一月一〇日)に、次のような調停条項により調停が成立した。「一、申立人と相手方とは、本日調停離婚する。当事者間の長男D(昭和三七年四月二五日生)の親権者を相手方とする。二、当事者双方は今後本件に関し相互に財産分与損害賠償等名義のいかんを問わず財産上の請求をしないこと。三、調停費用は各自弁のこと。」⁽¹⁾

(1) なお、以上の経過をみると、本件の解決に若干の問題があることを否定できない。本件の紛争の原因は、夫Yの兄夫婦や夫Yの母の、妻Xに対する態度にあったことが窺われ、少なくとも、XY当事者間にはさして重大な紛争の原因はなかつたように思われる。さればこそ、妻Xは当初、離婚を申立てることなく、紛議の調整を申立てていたのである。調停第二回期日に話し合いが急に離婚の方向へ向つた事情は、記録の上からは詳かでないが、これを婚姻の継続の方向へ向ける努力は充分になされたのであろうか。さらに、仮に妻X自身も離婚を望むようになったのだとしても、財産分与ないし慰藉料がまったく与えられていないという点は、いかなるものであろうか。婚姻期間もたしかに比較的短期(一年九ヶ月)であり、また長男の親権者を夫としたことなど、斟酌すべき点はあるが、多少妻Xに対し酷な結果となつたのではなからうか。

〔三七—一〕 本件は、妻X(昭和八年七月一九日生)が夫Y(昭和六年九月一七日生)を相手方として、昭和三七

年一月八日に申立てたものである。調停は一回も開かれず。同年一月一九日に、妻Xから取下げられた。妻Xの申立趣旨は次の通りである。「申立人と相手方との夫婦関係とその生活についての調整についての御調停を求むる。」妻Xによれば、事件の実情は次のようなものであった。「一、申立人と相手方は昭和三二年三月二五日婚姻し申立人は相手方に入り相手方と夫婦として同棲し相手方の父母と同居しその家業である金物の業務に従事して働きまたこの夫婦間には子二人を儲け大いに働いて子供らの養育をして参ったのであります。二、ところが如何なる訳か母親の気嫌をそこねたものとみえ反目するようになって常に母親から叱られてばかりで何んとしてもその気嫌を直すことができないため苦心したのであります。三、そして最近では到底堪らない状態なのであります。四、斯る状態では申立人は母から虐められて我慢しかねるのであります。五、よってこの事については相手方と相談したのですが当事者では親達と別居することがよいと話合つたこともあるのです相手方としても親の手前申立人との相談通りは履行できないようでありまたこれを解決しなければ離婚の一步手前という場合に差しかかっていきますのでぜひ申立人ら夫婦間の夫婦干係について適當のように……数字不明……調停を求める次第です。」一月一九日付の妻Xの取下書には、「当事者において解決したので」と記されている。^(一)

(一) 本件もまた、紛争の主たる原因が、当事者夫婦ではなく、当事者とその親(母)との間にあつた事件である。取
下書の記載のみからは、実さいに如何なる解決がなされたのかまったく不明である。

さて、ほかの事件については、前述のごとく、ここでその全体を採り上げる余裕がないので、申立趣旨と結果のみを簡単に摘記しておくことにする。

〔三七—四二〕妻Xが夫Yに対し申立てた事件。調停を一回も開かず、妻Xから取下。申立趣旨は、「夫Yに

飲酒暴行癖あり、争いが絶えないから、円満な家庭生活が営めるよう調整方の御調停を求む」というもの。

〔三七―七六〕妻Xが夫Yに対し申立てた事件。二回の調停の後、妻Xから取下げられた。取下書には、「円満解決したるにより」と記されている。妻Xの申立の趣旨は、「申立人と相手方の夫婦間の紛争について円満に解決するよう調整することについて御調停を求めます」というものであった。

〔三七―八三〕妻Xから夫Yに対し申立てた事件。調停一回の後、妻Xから、「都合により」取下げた。妻Xの申立趣旨は、「申立人と相手方との夫婦関係の調整すること、上記の条項について然るべき御調停を求めます」というものであった。なお本件には、調査官の調査報告書がある。

本稿は、昭和四二年度文部省科学研究費（個人研究）による成果の一部である。

（未完）